

『ソーシャルワーク学会誌』投稿規程（2016.1.28）

1. 日本ソーシャルワーク学会機関誌編集規程第5条に基づき、原稿の投稿は本学会の会員に限る。連名著者も会員であることを要する。
2. 他雑誌等に未発表・未投稿のものに限る。
3. 日本ソーシャルワーク学会編集規程第4条3に基づき、①論文、②調査報告、③実践報告、④資料解題は、本学会員による自由投稿とする。
4. 投稿原稿は、「執筆要領」に従い和文で記し、和文および英文の抄録を添えて、本編1部、コピー3部を提出する。なお、③、④については、英文抄録を不要とする。（「執筆要領」→別項参照）
5. 掲載料は原則として無料とする。なお、特別の作図などが必要な場合には、自己負担を求められることがある。
6. 原稿の採否および加除訂正の要求、掲載順序の指定、校正（初校は著者）等は、査読を経て、編集委員会が行い、編集委員長の名で著者に連絡する。
7. 投稿の締切期日を毎年、6月30日、および12月31日とする。（消印有効）
8. 原稿は簡易書留便で封筒の表に「学会誌原稿」と朱書きし、[学会事務局](#)宛に送付する。
9. 【連名著者】
 - 研究に学術的な寄与をした個人には、その研究を発表する際、連名著者となる権利がある。この学術的な寄与とは、研究計画の立案、分析方法の決定、事例の提供や資料作成、データの解釈、論文の執筆などに参加することを意味する。ただし、統計解析ソフトへの調査データの入力や分析作業の実施などの単純作業は、通常、学術的な寄与とは見なさない。
 - 連名著者は論文等の内容に責任を持たなければならない。従って、連名著者になるか否かについて、著者は本人の意志を確認する必要がある。
 - 連名著者は、研究への寄与が大きい順に姓名を列挙する。ただし、その他の方法の提示などがある場合には、それに従う。寄与が同等の場合は、その旨、脚註に記して説明することができる。
 - 研究への寄与が単純作業のみである場合、または、寄与がそれほど大きくない場合は、謝辞・脚註などで謝意を表すだけにとどめることができる。
 - 連名著者となるかどうか、連名著者の順序をどうするか、謝辞・脚註に姓名を記すかどうかについては、論文等の執筆を始める前までに、遅くとも原稿を投稿する前までに、関係者全員の合意を得ておくことを基本とする。
10. 【差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語】
 - 投稿原稿に、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。
 - 著者は、差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語であるかに関して理解を深めなければならない。
11. 【引用】
 - 研究は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることである。従って、先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。
 - もし、他者の行った研究成果を、出典を明記せずに、そのまま、あるいはわずかに変えただけで自分の論文等に使用した場合、他者の得た知見を自説として発表したことになる。これは盗作もしくは剽窃として糾弾・告発される行為であり、厳に慎まなければならない。
 - 他説の引用は厳格であるべきであり、既に古典となった場合を除き、原著者名・文献名・出版社・出版年・引用箇所を明示しなければならない。
 - 長文に渡る引用、図表の転載等の場合は、原則として、原出版社もしくは原著者からの承諾を得て、承認を受けた旨を明記するべきである。
 - オリジナリティの高い図表や写真・絵画・歌詞などを使用する場合は、法律用語としては「引用」ではなく、他者の著作物の「使用」にあたる。その場合には、当該図表・写真・絵画・歌詞などの著作権者から使用の許諾を受けなければならない。
 - 引用は出来る限り原典主義を貫くべきであり、原典が入手できない等の止むを得ない場合にのみ、いわゆる「孫引き」が許される。「孫引き」による引用元は孫引きした文献名を記載しなければならない。
12. 【二重投稿・多重投稿】

- 原著の投稿、あるいは公表については、二重（多重）に行ってはならない。
- 実質的に同じ内容の研究論文等を同時に二つ以上の研究誌に投稿してはならない。これは二重投稿あるいは多重投稿であり、慎むべきことである。
- すでに出版物に掲載されている論文等と実質的に同じ内容の原稿を投稿することも、同様にしてはならない。
- これらの二重投稿・多重投稿が明らかになった場合、投稿原稿は却下される。
- 投稿原稿と類似した内容の論文・報告書等をすでに公開している場合や、他の雑誌等に現在投稿中の場合には、当該論文・報告書等を提出し、内容の一部変更・追加などの箇所を明示しなければならない。
- 一連の連続投稿をする場合には、前著と同一でない旨を明示しなければならない。

<参考資料>

本学会の投稿規程を改訂するにあたり、下記の諸学会の資料を参考にしました。

- 日本社会福祉学会研究倫理指針
- 日本ケアマネジメント学会研究ガイドライン
- 日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針

付則

1. この投稿規程は、2016年1月28日に一部改訂した。

『ソーシャルワーク学会誌』投稿原稿チェックリスト

[『ソーシャルワーク学会誌』投稿原稿チェックリスト（原稿添付用）](#)をダウンロードしてご利用ください。

1. 投稿原稿は、原則としてパソコンで作成し、縦置きA4版用紙に横書きで40字×40行×12.5枚以内とする。図表は1頁全体を使用するものは1600字換算とし、その他は1点につき600字換算とし、本文、図表、注、文献を含めて規定内に収める。
2. 投稿する原稿の執筆にあたっては、
 - i. 原稿は、[投稿チェックリスト](#)をそえて、本編1部、コピー3部提出する。
 - ii. 投稿に際しては、印字した原稿に3枚の表紙をつけ、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名、会員番号を記載しないこと。
 - iii. 表紙の1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③氏名（連名の場合は全員ローマ字併記）、所属（所属については、大学院在籍等、複数の所属がある場合は、すべて明記すること）、④会員番号（連名の場合は全員）、⑤連絡先を記入する。投稿時には、夏季休暇、冬季休暇、海外渡航時などで連絡先に不在が見込まれる場合は、その旨を記載し、連絡可能な連絡先を記載する。大学、研究所等の場合は、学部・学科名、あるいは部署名まで記載する。
なお掲載時には読者からの問い合わせを可能にするために、原則として連絡先（住所または電子メールアドレス）を脚注に入れるが、希望しない場合はその旨を明記すること。また、原稿の種類は、①論文、②調査報告、③実践報告、④資料解題から選択する。
 - iv. 表紙の2枚目には、和文抄録（400字以内）とキーワード（5語以内）を記載する。氏名と所属、タイトルを入れたものを表紙の2枚目につけ、氏名と所属を入れないものを別に3部提出する。
 - v. 表紙の3枚目には、英文抄録（200語以内）と英文キーワード（5語以内）を記載する（ただし、③実践報告、④資料解題については、英文抄録は不要）。氏名と所属、タイトルを入れたものを1部表紙の3枚目につけ、氏名と所属を入れないものを別に3部提出する。
 - vi. 掲載決定通知後の最終原稿は次のとおり作成する。
 1. 本文・注・引用文献は、電子メールの添付ファイルで業務委託先の相川書房宛てに送信するとともに、印字した原稿（40字×40行×12.5枚以内）を3部提出する。
 2. 電子メールの添付ファイルについては、編集委員会における編集作業を円滑迅速に行うため、氏名と所属、タイトルを入れたファイルと、氏名と所属、タイトルを入れないファイルの2種類を、本文、和文抄録、英文抄録（①論文、②調査報告のみ）それぞれについて、入れて送信する。
 3. 図表は、本文とは別に1葉ごとにA4版にコピーして提出する。図表の挿入箇所は、本文に明記する。なお、特別の作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。
3. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注や引用の記述形式は、別添の「日本ソーシャルワーク学会機関誌『ソーシャルワーク学会誌』執筆要領【引用法】」によるものとする。
4. 投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文内に明記すること。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意を払うこと。なお、投稿者が所属する機関等に設置されている、いわゆる研究上の倫理審査委員会の承諾を受けている場合、当該機関等の名称は匿名とし、掲載決定後の最終原稿において、実名を表記すること、調査協力者等への謝辞についても同様の扱いとすること。
5. 投稿原稿の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の表記の際には、本人のものであっても「筆者」「拙著」等とせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会あてにこれを行う。
6. 査読による修正の要請については、原稿の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答すること。

付則

1. この執筆要領は、2014年7月11日に一部修正した

『ソーシャルワーク学会誌』投稿原稿チェックリスト

[『ソーシャルワーク学会誌』投稿原稿チェックリスト（原稿添付用）](#)をダウンロードしてご利用ください。

第1条（名称）

本誌は、日本ソーシャルワーク学会の機関誌『ソーシャルワーク学会誌』（Journal of Japanese Society for the Study of Social Work）と称する。

第2条（目的）

本誌は、原則として本会会員のソーシャルワーク研究の発表にあてる。

第3条（発行）

本誌は、日本ソーシャルワーク学会ホームページ上に電子ジャーナルとして刊行し、ホームページへの掲載は随時行う。

第4条（内容）

本誌は、投稿原稿と依頼原稿および本学会に関係する記事より構成される。ここで、投稿原稿とは、会員が自発的に執筆した原稿を、依頼原稿とは、機関誌編集委員会（以下「委員会」）の依頼により執筆された原稿をいう。

2. 本誌には、論文・調査報告・実践報告・資料解題・グッドプラクティショナー・書評などの各欄を設ける。
3. 2に掲げる各欄のうち、投稿原稿は、論文・調査報告・実践報告・資料解題とし、依頼原稿は、グッドプラクティショナー・書評などとする。

第5条（投稿）

投稿原稿の著者は、連名著者も含めて、会員資格を得ていなければならない。依頼原稿の著者は、委員会が認めた場合は、この限りではない。

2. 原稿の投稿については、別に定める投稿規程にしたがう。

第6条（編集）

本誌の編集は、日本ソーシャルワーク学会委員会規則第2条に基づき委員会が行う。

第7条（委員会の役割）

原稿の掲載は、委員会の決定による。

第8条（著作権）

本誌に掲載された著作物の著作権（複製権および公衆送信権）は日本ソーシャルワーク学会に帰属する。著作者本人が当該著作物を利用する場合、利用された著作物等に本誌にかかる出典を明記することとする。

第9条（事務局）

編集事務局は、理事会の定めるところに置く。

第10条（規程の変更）

この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は、2013年7月1日より施行する。
2. この規程は、2014年3月16日より施行する。
3. この規程は、2016年11月27日より施行する。

第1条（設置）

日本ソーシャルワーク学会会則第4条2に基づき機関誌編集委員会（以下「委員会」）をおく。

第2条（任務）

委員会は、日本ソーシャルワーク学会の機関誌『ソーシャルワーク学会誌』の発行につき、編集・原稿依頼・投稿原稿の審査・刊行などの任務を行う。

第3条（構成）

委員会は、委員長、副委員長、委員で構成される。

1. 編集委員長は担当理事があたり、副委員長は委員の互選により選任する。
2. 委員は理事会の議に基づき、会員の中から会長が委嘱する。

第4条（任期）

委員長の任期は2年、副委員長および委員の任期は4年とする。

1. ただし、再任は妨げない。

第5条（査読委員の委嘱）

投稿原稿の審査のため、査読委員をおく。

1. 査読委員は委員会の推薦に基づき、会員の中から会長が委嘱する。
2. 査読委員の任期は2年とする。
3. 前項の査読委員のほかに、会長は編集委員会の推薦に基づき、特定の原稿を審査するため臨時委員を委嘱することができる。
4. 査読委員は、編集委員会の依頼により、投稿原稿を審査し、その結果を委員会に報告する。

第6条（規程の変更）

この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は、2013年7月1日より施行する。